

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公開番号】特開2005-21688(P2005-21688A)

【公開日】平成17年1月27日(2005.1.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-004

【出願番号】特願2004-191922(P2004-191922)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/055 (2006.01)

G 0 1 R 33/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M	37/00	
A 6 1 B	5/05	3 9 0
G 0 1 N	24/02	Y

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 2】

安全モード時間間隔の終了時、安全モード動作を続行し又は維持した状態で自己試験モードがマイクロコントローラコードで自動的にトリガされ、植込み可能医用器具が正しく動作しているかどうかを確かめる。かくして、この自己試験モード中、所定の安全モード動作は、自己試験動作が実行されている間、同時に実効状態のままである。特に、自己試験モードは、次の所定の動作、即ち、メモリ内容の点検又は確認（例えば、安全モードのトリガの前後でメモリチェックサムを比較する）、メモリ動作の試験（記憶装置の読み取り／書き込み試験）及び植込み可能医用器具のコンポーネントの動作（例えば、電池レベル、水晶振動数、発信周波数、検出装置の入力レンジ、マイクロコントローラの通信ポート）の確認のうち1以上を開始させる。メモリ内容及び磁場検出センサの確認によりエラーが検出されなければ、所定の安全モード動作が実行不能になり、電子式植込み可能医用器具の通常の動作に復帰する。もしそうでなければ、警報又は他の装置が好ましくはトリガされ、患者及び医療従事者に点検する旨の警報を出し、必要ならば、植込み可能医用器具の動作を遠距術により補正する旨の警報を出す。誤差が検出された後者の場合、所定の安全モード動作が検出された誤差の補正後遠距術により実行不能になるまで続行する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 9】

(6) 所定の自己診断モード動作は、(i) メモリ内容の確認、(ii) 記憶装置の試験動作、及び(iii) 植込み可能な薬剤投与器具のコンポーネントの動作の確認のうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1記載の方法。

(7) 自己試験モード中動作にエラーが無いことが検出されると、所定の安全モード動作を実行不能にする段階を更に有していることを特徴とする請求項1記載の方法。

(8) 自己試験モード中動作にエラー検出されると、エラーが検出されたことを指示する段階と、動作のエラーが補正されると所定の安全モード動作を実行不能にする段階とを更に有していることを特徴とする請求項1記載の方法。

(9) マイクロコントローラは、自己安全モードだけを自動的にトリガすることを特徴とする請求項2記載のシステム。

(10) マイクロコントローラは、自己試験モードだけを自動的にトリガすることを特徴とする請求項2記載のシステム。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

(11) マイクロコントローラは、安全モードを、次に自己試験モードを自動的にトリガし、所定の安全モードは、所定の自己試験モード動作と同時に続行することを特徴とする請求項2記載のシステム。

(12) マイクロコントローラは、(i)全てのデータを複製する動作、(ii)全てのデータをメモリに保存する動作、(iii)植込み可能な薬剤投与器具の送信器／受信器を短絡する動作、(iv)植込み時に不揮発性メモリに記憶されている植込み可能な薬剤投与器具のデフォルト動作に復帰させる動作、(v)自己試験モード中に確認されるべきメモリチェックサムを計算する動作、(vi)検出装置により検出されたデータを記憶する動作、及び(vii)薬剤の送り出しを終了させる動作のうち少なくとも1つを含む所定の安全モード動作でプログラムされていることを特徴とする請求項2記載のシステム。

(13) 検出装置は、複数のリードスイッチ又は複数のホール磁気センサから成ることを特徴とする請求項2記載のシステム。

(14) マイクロコントローラ中にプログラムされている所定の自己診断モード動作は、(i)メモリ内容の確認、(ii)記憶装置の試験動作、及び(iii)植込み可能な薬剤投与器具のコンポーネントの動作の確認のうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項2記載のシステム。

(15) 自己試験モード中動作にエラーが無いことが検出されると、マイクロコントローラは、所定の安全モード動作を実行不能にすることを特徴とする請求項2記載のシステム。

(16) マイクロコントローラは、自己試験モード中動作のエラーの検出を指示し、動作のエラーが補正されると所定の安全モード動作を実行不能にしようプログラムされていることを特徴とする請求項2記載のシステム。